

# 相続人が海外に居住している場合の 日本の遺産分割手続き

## STEP 1

被相続人 死亡

## STEP 2

- 1: 誰が、何を、どのくらい相続するかを书面化した「遺産分割協議書」を作成（日本語）
- 2: 弁護士や司法書士、または他の家族に日本での手続きを委任する「委任状」を作成（日本語）
- 3: (必須ではない) 遺産相続を放棄する場合は、その旨を书面化した「相続放棄申述書」書式を管轄裁判所等から取得（日本語）

ポイント1

相続を放棄する場合でも、戸籍関連書類、海外発行の書類、その他管轄裁判所が要求する書類などを提出しなければならない場合があるため、専門家に確認しましょう。

沖縄翻訳が  
お手伝い!

日本語で作成された遺産分割協議書、委任状、または相続放棄申述書を英語（または外国語）に**翻訳**（相続人が日本語可であっても、現地の公証人が理解できるよう翻訳しなければなりません）

## STEP 3

## STEP 4

翻訳文書を海外に郵送

ポイント2

国際スピード便（EMS）を活用すれば、迅速に手続きが進められます。

ポイント

翻訳文書に署名等がなされるので、海外在住の方による書類に関しては**翻訳文書が原本**となり、日本語で作成された元の文書が、原本となった文書の翻訳文書として添付されます。

海外在住の相続人が、公証人の面前にて書類に署名（この際、公証人の署名・認証ももらうこと）

## STEP 5

## STEP 6

署名・認証が施された書類を日本に郵送

日本での手続きに移行

## 注意すべきこと

- 1) 相続人が海外在住で、死亡は確認されていないが連絡が取れない場合には、行方不明者という扱いとなり、不在者財産管理人を選任した後、その人に遺産分割協議に参加してもらうこととなります。
- 2) 相続人が海外在住者であっても、被相続人が日本国籍であれば、日本での納税義務が発生することになります。
- 3) 相続放棄の期限は3ヶ月、相続税の申告期限は10ヶ月であるため、相続人が海外在住の場合は特に迅速かつ慎重に手続きを進めなければなりません。
- 4) 海外在住の方と手続きをする場合、主に電話やメールでのやり取りとなりますので、聞き間違いや伝え漏れがないよう注意することが必要です。また、郵送による書類のやりとりが行われるため、時間や費用が無駄にならないよう、不備なく慎重に手続きを進めることが必要とされます。